

【新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種時における  
サービス利用に関するQ&A】

**Q1. 集団接種時及び個別接種時どちらにおいても障害福祉サービス（通院等介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護）及び移動支援を利用して接種に行くことができるという理解でよいのか。**

お見込みとおりです。

**Q2. サービスの利用区分について、「必要不可欠な外出」、「その他の外出（余暇外出）」のどちらの利用区分でもサービス提供を行うことはできるか。**

「必要不可欠な外出」、「その他の外出（余暇外出）」のどちらの利用区分でもサービス提供は可能です。

**Q3. ワクチン接種に行くことで「必要不可欠な外出」の支給量が不足する場合にはどうしたらよいのか。**

一時的にワクチン接種にかかる支給量を増やすことで、支給量が不足しないための対応をさせていただきます。支給量を増やすことを希望される場合には、所管となる各区役所、支所にご相談ください。

**Q4. 集団接種時の会場内での付添支援や診療所内での院内介助について、受給者証に「院内介助あり」の記載がないと介助を受けられないのか。**

障害福祉サービス（通院等介助、通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護）及び移動支援の決定がある者（各受給者証を保持している者）であれば、受給者証に「院内介助あり」の記載がない場合でも、支援が必要であれば、集団接種時の会場内や診療所内において、ヘルパーによる介助を受けていただくことが可能です。

**Q5. 集団接種時の会場内での付添支援や診療所内での院内介助はどのような支援を想定しているか。**

- ・会場内での移動、移乗
- ・排せつ介助
- ・姿勢保持のための身体的介護
- ・行動障害等への対応
- ・コミュニケーション支援（適宜の心身の状態の確認を含む）
- ・代筆・代読支援
- ・見守り支援
- ・視覚情報の提供
- ・その他会場及び診療所内で必要な支援